

### (3) 土壤及び地盤の状況

#### 1) 土 壤

対象事業実施区域及びその周囲の土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点を図 4-2-1-11 に示す。

##### ア. 土壤汚染の現状

土壤汚染対策法に基づく山梨県内の指定状況は、要措置区域が 4 件、形質変更時要届出区域が 7 件である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の指定区域は、表 4-2-1-48 に示すとおりであり、要措置区域が 1 件、形質変更時要届出区域が 5 件である。

**表 4-2-1-48 土壤汚染対策法に基づく指定区域の状況**

区分	指定した自治体	自治体における整理番号	指定年月日	自治体における指定番号	所在地
要措置区域	山梨県	整-23-08	H24. 3. 19	要措置 10	中央市一町畠字芋島 660 番の一部他
形質変更時要届出区域	山梨県	整-23-01	H23. 5. 23	要届出 03	都留市下谷字自済地 2440 番 1 の一部、2440 番 2 の一部、2440 番 4 の一部、2441 番 4 の一部、2442 番 4 の一部、2453 番 2 の一部、2455 番 1 の一部
		整-23-07	H24. 2. 2	要届出 09	中央市町之田字天満 245 番 4、一町畠字稻積 838 番 1、一町畠字芝原 963 番 1、967 番 1、882 番 1(一部)、882 番 2(一部)、967 番 2(一部)
		整-23-09	H24. 3. 19	要届出 11	中央市一町畠字芋島 651 番 1 の一部他
		整-24-01	H24. 4. 5	要届出 12	中央市一町畠字芝原 884 番 3、903 番、906 番 1、908 番 1、912 番 1、912 番 3、1004 番 1 及び 1004 番 2 の各一部
		整-24-02	H25. 2. 18	要届出 13	中央市極楽寺字下河原 1258 番 1 の一部

資料：「土壤汚染対策法の指定区域」（平成 25 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

#### イ. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の土壤に係るダイオキシン類の調査結果は、表 4-2-1-49 に示すとおりであり、環境基準を満たしている。

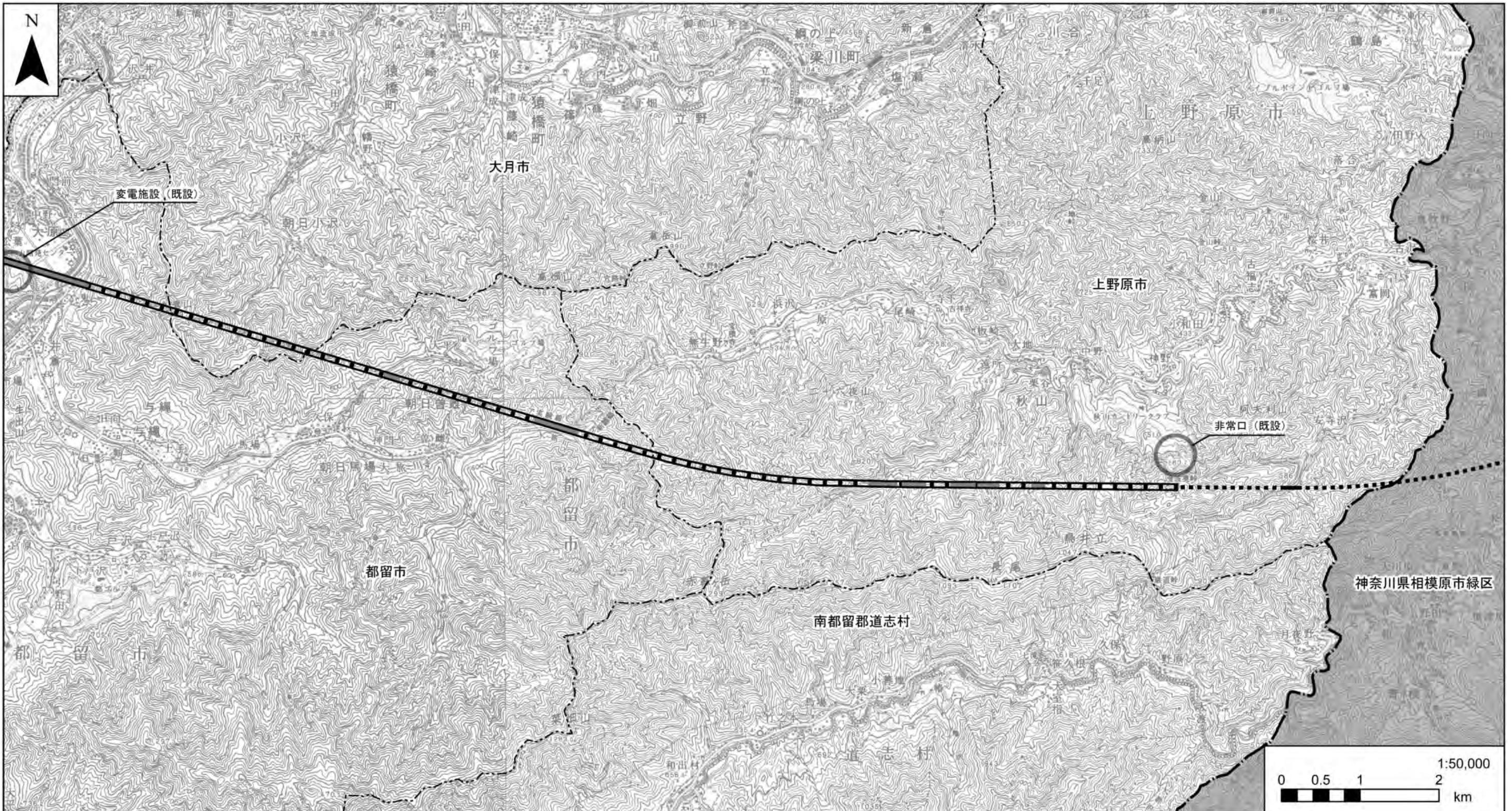
**表 4-2-1-49 ダイオキシン類土壤調査結果（平成 23 年度）**

(単位 : pg-TEQ/g)

No.	調査地点	調査結果	採取月日
土ダ 1	笛吹市(東油川公民館)	0.19	平成 23 年 9 月 26 日

資料：「やまなしの環境（平成 24 年度版）」（平成 25 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）





#### 凡例

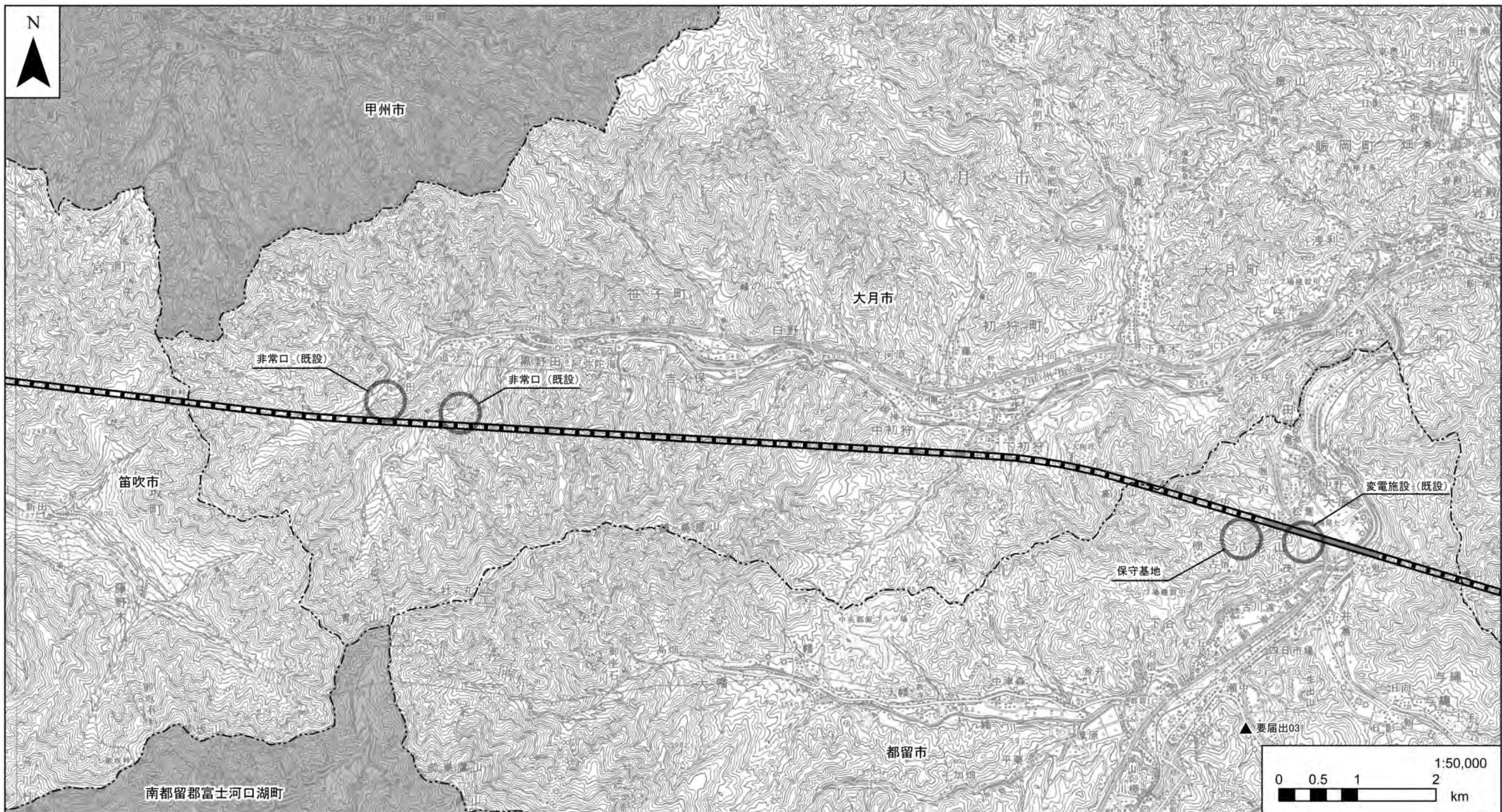
- |                         |          |                     |
|-------------------------|----------|---------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部))       | — 地図境    | ▲ 土壌汚染対策法指定地        |
| — 計画路線(既設区間(地上部))       | --- 市町村境 | ● 土壌ダイオキシン類調査地点(土ダ) |
| · · · 計画路線(新設区間(トンネル部)) |          |                     |
| ■ ■ ■ 計画路線(既設区間(トンネル部)) |          |                     |
| ● ● ● 工事用道路             |          |                     |

注1.他の図面と表示範囲が重なる箇所については、  
注2.本図には、土壤汚染対策法に係る指定はない。  
調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「土壤汚染対策法の指定区域」（平成25年6月現在、山梨県ホームページ）  
「やまなしの環境（平成24年度版）」  
(平成25年2月、山梨県森林環境部みどり自然課)

図4-2-1-11(1) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点図





凡例

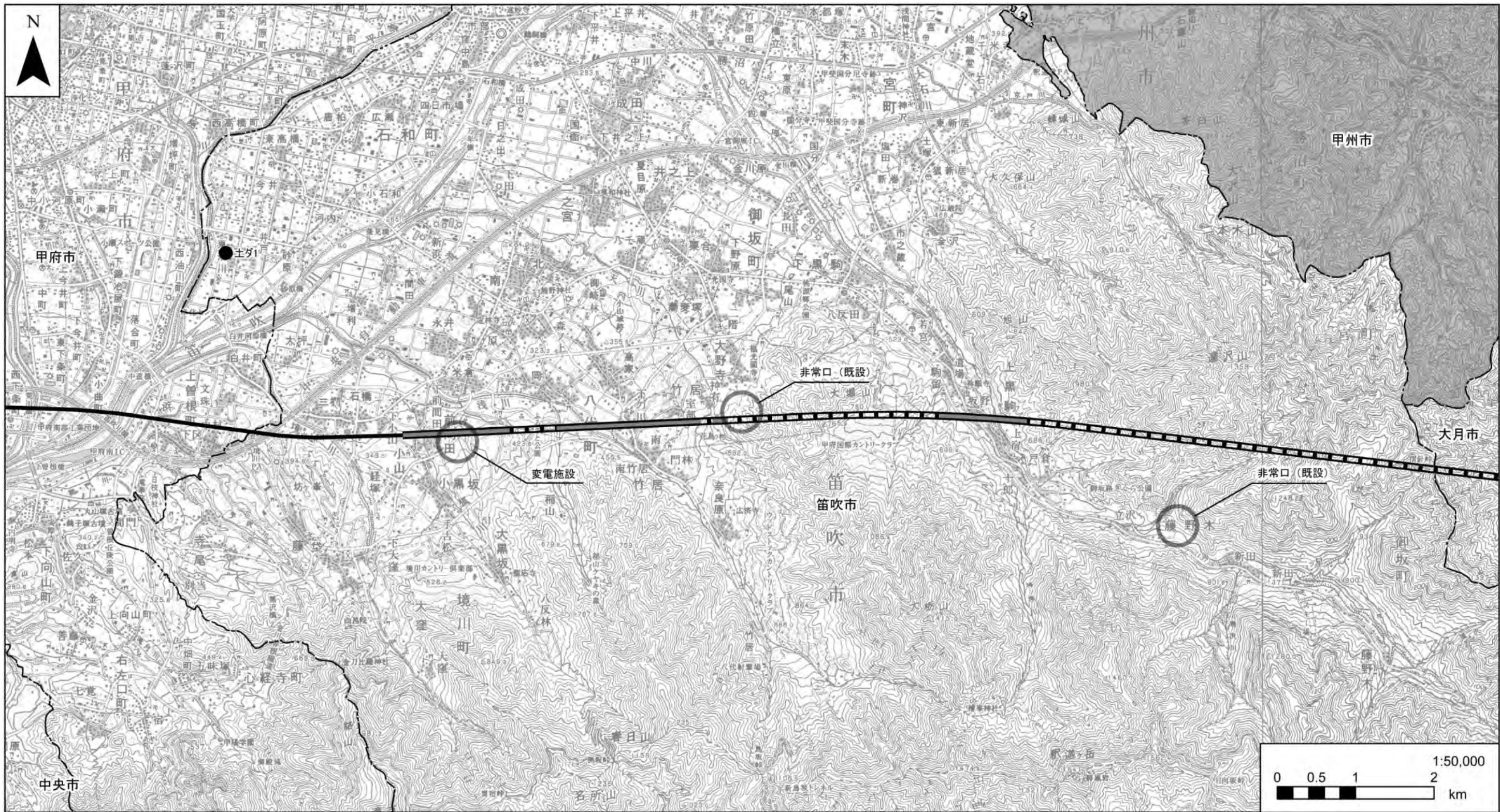
- |                        |           |                     |
|------------------------|-----------|---------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部))      | —·— 都県境   | ▲ 土壤汚染対策法指定地        |
| —■— 計画路線(既設区間(地上部))    | ---- 市町村境 | ● 土壤ダイオキシン類調査地点(土ダ) |
| ···· 計画路線(新設区間(トンネル部)) |           |                     |
| ■■■ 計画路線(既設区間(トンネル部))  |           |                     |
| ●●● 工事用道路              |           |                     |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、  
調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「土壤汚染対策法の指定区域」（平成25年6月現在、山梨県ホームページ）  
「やまなしの環境（平成24年度版）」  
(平成25年2月、山梨県森林環境部みどり自然課)

図4-2-1-11(2) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点図





#### 凡例

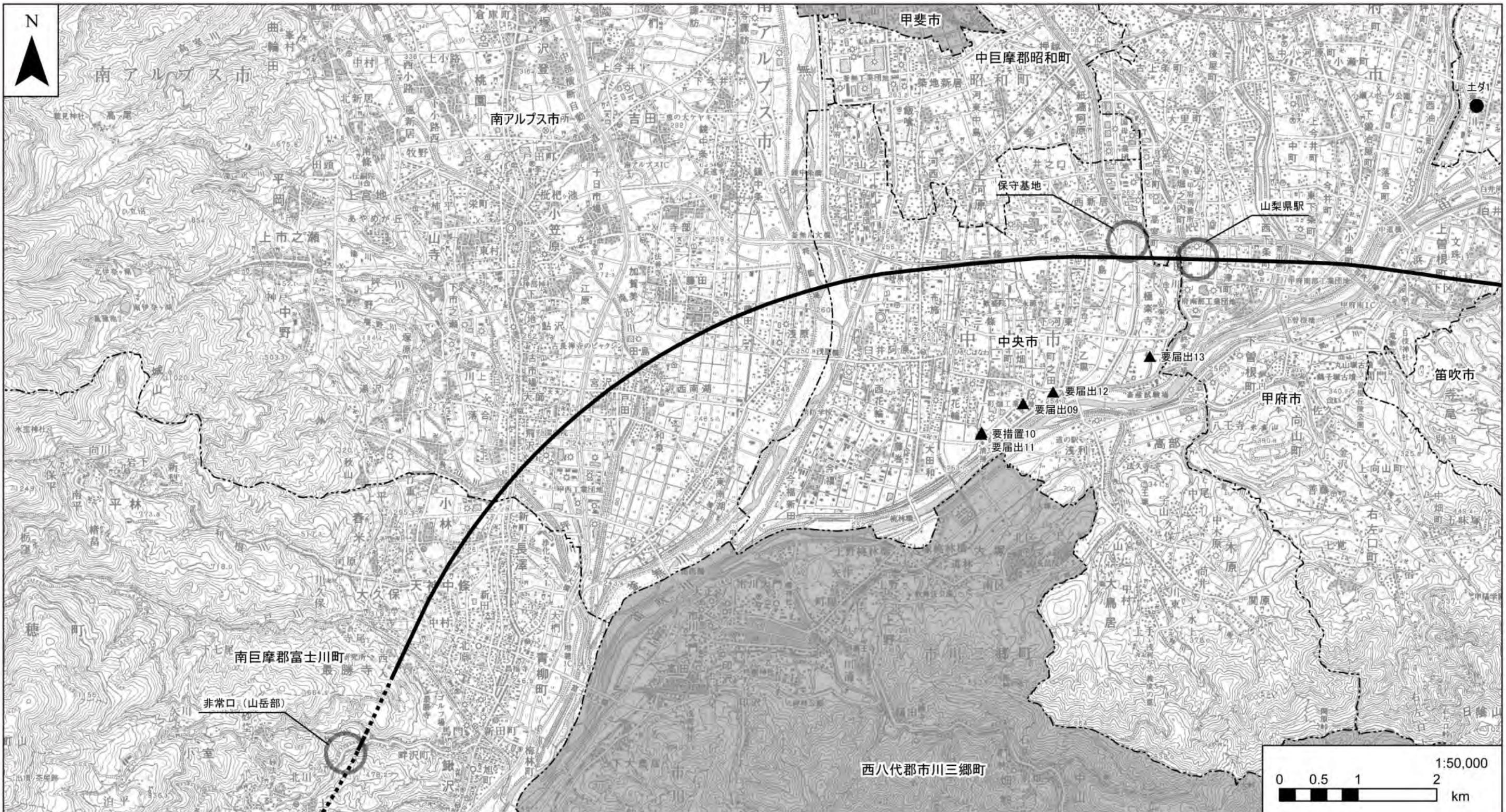
- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ■ 計画路線(新設区間(地上部))     | ▲ 土壤汚染対策法指定地        |
| ■ 計画路線(既設区間(地上部))     | ● 土壤ダイオキシン類調査地点(土ダ) |
| ··· 計画路線(新設区間(トンネル部)) |                     |
| ■■■ 計画路線(既設区間(トンネル部)) |                     |
| ●●● 工事用道路             |                     |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、  
調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「土壤汚染対策法の指定区域」（平成25年6月現在、山梨県ホームページ）  
「やまなしの環境（平成24年度版）」  
(平成25年2月、山梨県森林環境部みどり自然課)

図4-2-1-11(3) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点図





凡例

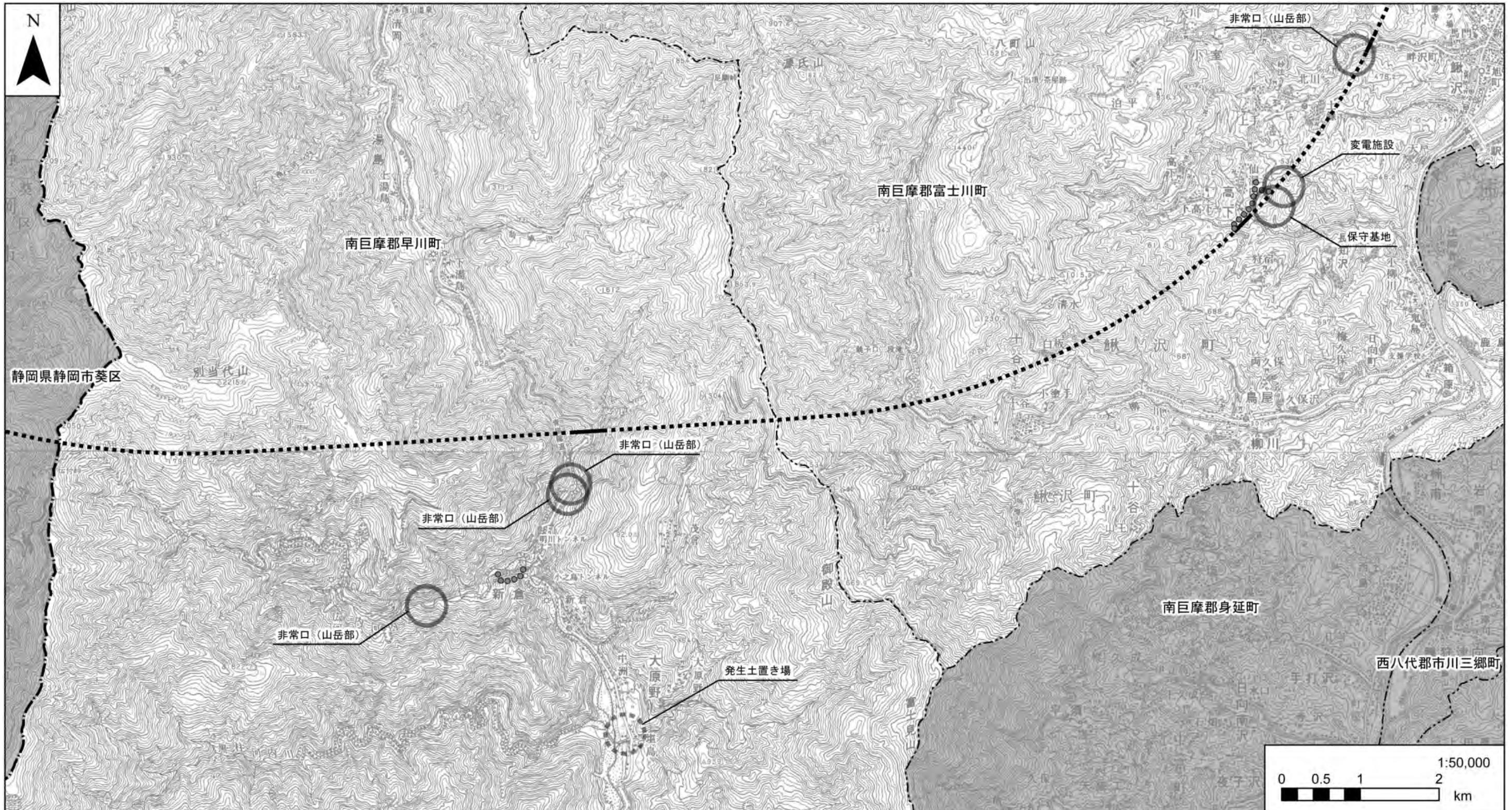
- 計画路線(新設区間(地上部))
- 計画路線(既設区間(地上部))
- 計画路線(新設区間(トンネル部))
- 計画路線(既設区間(トンネル部))
- 工事用道路
- 都県境
- 市町村境
- ▲ 土壤汚染対策法指定地
- 土壤ダイオキシン類調査地点(土ダ)

注1.他の図面と表示範囲が重なる箇所については、  
調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「土壤汚染対策法の指定区域」（平成25年6月現在、山梨県ホームページ）  
「やまなしの環境（平成24年度版）」  
(平成25年2月、山梨県森林環境部みどり自然課)

図4-2-1-11(4) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点図





凡例

- 計画路線(新設区間(地上部))
- 都県境
- ▲ 土壤汚染対策法指定地
- 計画路線(既設区間(地上部))
- 市町村境
- 計画路線(新設区間(トンネル部))
- 計画路線(既設区間(トンネル部))
- 土壤ダイオキシン類調査地点(土ダ)
- 工事用道路

注1.他の図面と表示範囲が重なる箇所については、  
注2.本図には、土壤汚染対策法に係る指定はない。  
調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「土壤汚染対策法の指定区域」（平成25年6月現在、山梨県ホームページ）  
「やまなしの環境（平成24年度版）」  
(平成25年2月、山梨県森林環境部みどり自然課)

図4-2-1-11(5) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点図



## ウ. 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染に係る環境基準等を表 4-2-1-50、表 4-2-1-51 及び表 4-2-1-52 に示す。

**表 4-2-1-50 土壌の汚染に係る環境基準**

(平成 3 年環境庁告示第 46 号、改正 平成 22 年環境庁告示第 37 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること

### 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

**表 4-2-1-51 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準**

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	環境基準
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1. 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。  
 2. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 3. 環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

**表 4-2-1-52 土壤汚染対策法に係る基準値**

(土壤汚染対策法 (平成 23 年法律第 74 号))

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)	土壤溶出量 基準 (mg/L)	土壤含有量 基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物等)	四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	—	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	—	0.4 以下
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下	—	0.3 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下	—	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	不検出	不検出	遊離シアン 50 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 アルキル水銀 は不検出	0.0005 以下 アルキル水銀 は不検出	15 以下	0.005 以下 アルキル水銀 は不検出
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふつ素及びその化合物	0.8 以下	0.8 以下	4000 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	1 以下	4000 以下	30 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	不検出	—	0.003 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	チウラム	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	シマジン	0.003 以下	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	有機りん化合物	不検出	不検出	—	1 以下

1 土壌汚染とは土壤に水を加えた場合に溶出する物質の量を、土壤含有量とは土壤に 1mol/L の塩酸を加えた場合に溶出する物質の量をいう。

2 土壌溶出量は環境省告示（第 18 号平成 15 年 3 月 6 日），土壤含有量は環境省告示（第 19 号平成 15 年 3 月 6 日）により測定したもの。

3 「不検出」とは、2 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機りん化合物とはパラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5 第一種特定有害物質のうち、ベンゼンを除く揮発性有機化合物 10 項目が DNAPLs に分類され、ベンゼンは LNAPLs に分類される。

## 工. 苦 情

山梨県の土壤汚染に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-53 に示す。苦情件数は、「個人（会社・事業所以外）」のみの 2 件となっている。

表 4-2-1-53 土壤汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	0
製造業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	2
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	0
合 計	2

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」

（平成 25 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

## 2) 地盤

### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の一級水準測量の観測点は33箇所あり、各測定地点での測定結果を表4-2-1-54に示す。山梨県では、昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km<sup>2</sup>の地域について、甲府市酒折（酒折宮境内）に基準点を設置し、一級水準測量を行っている。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示している。しかし、現在までのところ、年20mmを超える沈下ではなく、被害を生ずるほどのものではない。

また、山梨県では平成19年度に13観測井で地下水位観測を行っている。対象事業実施区域を含む周辺市町村では、表4-2-1-55に示すとおり7観測井で測定している。各観測井の観測結果を表4-2-1-56に示す。ここ数年では著しい地下水位の低下は見られていない。

表4-2-1-54(1) 地盤沈下の状況

(単位:mm)

No.	水準点番号	所在地	H19	H20	H21	H22	H23	最大沈下量	平均沈下量
0	基準点	甲府市酒折町 酒折宮内	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1	020-130	甲府市和戸町 森田運送店前	-34.7 -0.8	-34.7 0	-33.7 1.0	-35.5 -1.8	-36.5 -1.0	-1.8	-0.5
2	94	甲府市川田町 サンコーレ甲運前	-99.5 -1	-100.9 -1.4	-101.2 -0.3	-103.8 -2.6	-104.9 -1.1	-2.6	-1.3
3	N0.6	笛吹市石和町窪中島 神明神社内	-74.9 -0.5	-76.8 -1.9	-76.4 0.4	-78.5 -2.1	-79.3 -0.8	-2.1	-1.0
4	N0.5	笛吹市石和町唐柏 自動車税事務所内	-103.5 -0.8	-103.4 0.1	-101.7 1.7	-105.4 -3.7	-105.8 -0.4	-3.7	-0.6
5	55-1	笛吹市石和町小石和 石和中学校内	-77.4 -1	-78.4 -1	-77.5 0.9	-79.2 -1.7	-83.8 -4.6	-4.6	-1.5
6	55-2	笛吹市石和町今井 富士見小学校内	-122.2 -2.2	-122.7 -0.5	-122.4 0.3	-123.8 -1.4	-129.7 -5.9	-5.9	-1.9
7	N0.4	甲府市上町 甲府市環境センター内	-261.9 -2.7	-261.1 0.8	-261.0 0.1	-264.0 -3.0	-270.4 -6.4	-6.4	-2.2
8	55-4	甲府市増坪町 熊野神社内	-88.7 -1.6	-86.1 2.6	-83.5 2.6	-85.0 -1.5	-86.9 -1.9	-1.9	0.0
9	N0.9	甲府市里吉三丁目 里吉合庁地下水位観測井前	-102.4 -1.5	-101.1 1.3	-100.6 0.5	-100.7 -0.1	-102.6 -1.9	-1.9	-0.3
10	55-5	甲府市上阿原町 玉諸小学校内	-25.4 -1.1	-23.8 1.6	-30.1 -6.3	-33.2 -3.1	-34.0 -0.8	-6.3	-1.9
11	020-133	甲府市城東五丁目 萩原運送前	-109 -0.9	-108.5 0.5	-108.5 0.0	-108.4 0.1	-107.1 1.3	-0.9	0.2
12	55-3	甲府市落合町 機械金属工業団地事務所内	-136.1 -2.3	-137.3 -1.2	-139.1 -1.8	-143.0 -3.9	-149.7 -6.7	-6.7	-3.2

注1. - (マイナス) : 沈下を示す

上段は観測開始からの累計沈下量、下段は年度における沈下量、平均は5年間の平均を示す。

注2. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。

表 4-2-1-54(2) 地盤沈下の状況

(単位 : mm)

No.	水準点番号	所在地	H19	H20	H21	H22	H23	最大沈下量	平均沈下量
13	NO.3	甲府市上今井町 甲府市山城連絡所内	-150.6 -2.7	-149.3 1.3	-148.7 0.6	-151.1 -2.4	-154.5 -3.4	-3.4	-1.3
14	55-7	甲府市大里町 大里小学校内	-129.5 -3.6	-129.6 -0.1	-127.6 2.0	-131.4 -3.8	-137.0 -5.6	-5.6	-2.2
15	91-1	中巨摩郡昭和町西条 カインズホーム前	-112.3 -2.3	-113.2 -0.9	-112.0 1.2	-113.3 -1.3	-117.5 -4.2	-4.2	-1.5
16	NO.7	甲府市下石田二丁目 市営南西第二団地内	-98.7 -1.2	-98.7 0	-95.5 3.2	-97.1 -1.6	-100.6 -3.5	-3.5	-0.6
17	92	甲府市高畠三丁目 住吉神社内	-33.8 -0.6	-33.9 -0.1	-31.0 2.9	-32.3 -1.3	-34.6 -2.3	-2.3	-0.3
18	92-1	甲府市中央一丁目 甲府商工会議所前	-38.1 -0.4	-37.5 0.6	-36.1 1.4	-36.5 -0.4	-37.0 -0.5	-0.5	0.1
19	55-12	中巨摩郡昭和町飯喰 JA中巨摩東部常永支所前	-71.5 -2	-72.9 -1.4	再設置 -	-72.9 0.0	-78.6 -5.7	-5.7	
20	614	甲府市貢川一丁目 中北建設事務所	-45.5 -1.8	-44.5 1	-43.7 0.8	-45.2 -1.5	-47.4 -2.2	-2.2	-0.7
21	55-6	甲府市東下条町 山城南市営住宅内	-119.1 -2.3	-119.6 -0.5	-117.6 2.0	-120.7 -3.1	-125.7 -5.0	-5.0	-1.8
22	55-9	甲府市大津町 甲府市浄化センター内	-142.9 -3.1	-144.5 -1.6	-143.4 1.1	-145.8 -2.4	-154.8 -9.0	-9.0	-3.0
23	NO.2	中央市成島 中央市玉穂庁舎内	-168.7 -2.5	-170.5 -1.8	-167.9 2.6	-169.8 -1.9	-176.9 -7.1	-7.1	-2.1
24	55-10	中巨摩郡玉穂町一丁畠 老人福祉センター内	-110.7 -3.0	-110.2 0.5	-107.3 2.9	-111.9 -4.6	-119.6 -7.7	-7.7	-2.4
25	55-11	中央市今福新田 チビッコ広場内	-118.7 -3.0	-120.4 -1.7	-118.0 2.4	-122.3 -4.3	-132.4 -10.1	-10.1	-3.3
26	NO.1	中央市布施 田富小学校内	-143.6 -2.9	-143.0 0.6	-139.6 3.4	-141.2 -1.6	-151.0 -9.8	-9.8	-2.1
27	90-1	中央市山之神 山神大権現内	-112.1 -3.7	-114.4 -2.3	-113.4 1.0	-116.8 -3.4	-124.9 -8.1	-8.1	-3.3
28	55-8	中央市井之口 わかば幼稚園内	-136.5 -4.8	-137.7 -1.2	-135.9 1.8	-135.5 0.4	-141.7 -6.2	-6.2	-2.0
29	91	中巨摩郡昭和町上河東 タイヤ専門店昭和	-101.7 -1.7	-102.8 -1.1	-102.1 0.7	-102.0 0.1	-107.8 -5.8	-5.8	-1.6
30	93	甲府市城東五丁目 中村質店向い	-27.3 -0.7	-27.0 0.3	-27.2 -0.2	-27.2 0.0	-25.8 1.4	-0.7	0.2
31	93-1	甲府市酒折二丁目 山梨学院大学内	-58.6 -4.3	-55.1 3.5	-55.1 0.0	-55.0 0.1	-53.4 1.6	-4.3	0.2
32	615	甲府市寿町 寿宝公会堂横	-18.1 -0.7	-17.7 0.4	-16.4 1.3	-17.4 -1.0	-18.1 -0.7	-1.0	-0.1
33	6-1	中巨摩郡昭和町紙漉阿原 国母工業団地公園内	-44.5 -3.1	-46.2 -1.7	-44.3 1.9	-47.8 -3.5	-52.9 -5.1	-5.1	-2.3

注1. - (マイナス) : 沈下を示す

上段は観測開始からの累計沈下量、下段は年度における沈下量、平均は5年間の平均を示す。

注2. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。

資料：「やまなしの環境（平成 24 年度版）」（平成 25 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

**表 4-2-1-55 地下水位観測井所在地**

No.	観測井名	所在地	深度 (m)	口径 (mm)	ストレーナー (m)
1	甲府 1 号井	甲府市里吉	130	100	112.5～ 118.0
2	甲府 2 号井	甲府市里吉	50	100	38.3～ 43.0
3	石和 1 号井	笛吹市石和町窪中島	100	50	87.0～ 97.8
4	石和 2 号井	笛吹市石和町窪中島	50	200	23.5～ 29.0
5	甲府南井	甲府市中小河原	100	250	67.9～ 84.0
6	玉穂井	中央市成島	80	250	58.3～ 74.4
7	田富井	中央市布施	80	250	58.6～ 74.7

資料：「やまなしの環境（平成 24 年度版）」（平成 25 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

**表 4-2-1-56(1) 地下水位観測結果**

(単位 : m)

甲府 1	年平均	年最高	年最低	甲府 2	年平均	年最高	年最低
02 年度	-14.34	-13.02	-15.47	02 年度	-8.93	-8.13	-9.95
03 年度	-13.17	-11.05	-14.93	03 年度	-8.71	-8.08	-9.33
04 年度	-9.36	-6.68	-11.99	04 年度	-7.19	-5.64	-8.13
05 年度	-6.48	-5.4	-7.67	05 年度	-5.72	-5.38	-6.19
06 年度	-6.58	-5.75	-7.62	06 年度	-5.86	-5.24	-6.52
07 年度	-6.83	-5.95	-7.52	07 年度	-5.57	-5.21	-6.13
08 年度	-6.49	-5.1	-7.55	08 年度	-5.34	-4.62	-6.12
09 年度	-6.33	-6.21	-7.00	09 年度	-5.37	-4.62	-6.22
10 年度	-5.69	-3.49	-6.90	10 年度	-5.30	-4.71	-6.13
11 年度	-3.78	-3.23	-4.49	11 年度	-4.19	-3.68	-4.71

石和 1	年平均	年最高	年最低
02 年度	10.99	12.33	10.52
03 年度	11.51	12.61	10.79
04 年度	11.33	13.3	10.34
05 年度	11.04	12.4	10.49
06 年度	11.04	11.78	10.58
07 年度	11.43	11.89	10.95
08 年度	11.54	12.03	10.94
09 年度	11.41	11.80	11.01
10 年度	11.59	12.10	10.86
11 年度	11.45	12.93	10.61

石和 2	年平均	年最高	年最低
02 年度	-1.63	-1.09	-1.89
03 年度	-1.54	-0.98	-1.84
04 年度	-1.53	-0.78	-1.83
05 年度	-1.69	-1.40	-1.91
06 年度	-1.69	0.00	-1.93
07 年度	-1.60	0.00	-1.88
08 年度	-1.56	-1.29	-1.77
09 年度	-1.55	-1.31	-1.76
10 年度	-1.53	-1.16	-1.79
11 年度	-1.49	-1.00	-1.81

**表 4-2-1-56(2) 地下水位観測結果**

(単位 : m)

甲府南	年平均	年最高	年最低
02 年度	-4.51	-3.03	-7.20
03 年度	-4.35	-2.94	-6.52
04 年度	-4.36	-2.48	-9.49
05 年度	-4.17	-2.87	-6.99
06 年度	-4.27	-2.67	-6.95
07 年度	-4.12	-2.83	-6.73
08 年度	-3.40	-2.53	-5.73
09 年度	-3.41	-2.51	-5.57
10 年度	-3.29	-2.14	-6.07
11 年度	-2.69	-2.14	-4.32

玉穂	年平均	年最高	年最低
02 年度	4.04	4.30	3.88
03 年度	3.47	3.71	3.25
04 年度	3.33	3.68	2.81
05 年度	3.21	3.55	2.81
06 年度	3.24	3.45	3.02
07 年度	3.25	3.40	2.97
08 年度	3.34	3.49	3.14
09 年度	3.26	3.45	2.99
10 年度	3.17	3.44	2.71
11 年度	3.05	4.46	2.69

田富	年平均	年最高	年最低
02 年度	3.43	3.73	3.14
03 年度	4.10	4.36	3.85
04 年度	4.04	4.39	2.60
05 年度	4.04	4.26	3.80
06 年度	4.14	4.33	3.97
07 年度	4.14	4.37	3.93
08 年度	4.35	4.51	2.29
09 年度	4.47	4.64	4.33
10 年度	4.58	4.70	4.48
11 年度	4.81	5.03	4.48

資料：「やまなしの環境（平成 24 年度版）」

（平成 25 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

#### イ. 地盤沈下に係る対策及び規制

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、工業用水法の指定地域は存在しない。また、建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制地域は存在しない。

山梨県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和48年6月に山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱に基づき、採取適正化地域（第1種地域及び第2種地域）を設けている。採取適正化地域は表4-2-1-57に示すとおりであり、一定量以上の地下水を採取する場合の井戸設置の手続き及び技術上の基準を定めている。

表4-2-1-57 山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱における指定地域

第1種地下水採取適正化地域 (14市町村) 地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下し、または井戸に相互干渉が著しく生じている地域及び地形上もしくは地下水資源がきわめて乏しい地域	甲府市(梯町及び古関町)、富士吉田市、山梨市(旧山梨市の全域)、韮崎市(上の山及び旧穂坂町のうち茅ヶ岳台上の地域)、北杜市(旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町及び旧小淵沢町の全域、旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾)、甲斐市(旧竜王町及び旧敷島町の全域、旧双葉町のうち竜地、大塙、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷)、笛吹市(旧芦川村を除く全域)、中央市(旧玉穂町及び旧田富町の全域)、市川三郷町(市川大門、高田及び印沢のうち町道高田・上原線及び富士川西部広域農道以北の地域)、早川町(奈良田、西山温泉及び上湯島)、富士川町(旧増穂町のうち旧平林村、旧増穂村を除く全域)、昭和町、鳴沢村、富士河口湖町(船津、小立及び勝山)
第2種地下水採取適正化地域 (13市町村) 地下水の採取により、地下水の水位が低下し、もしくは井戸に相互干渉が生じている地域またはこれらの現象が生ずるおそれのある地域及び地形上もしくは地下水資源の乏しい地域	甲府市(梯町及び古関町)、都留市、大月市、韮崎市(旧穴山村、旧中田村及び旧藤井村のうち七里岩台上的地域、上の山を除く旧韮崎町全域)、南アルプス市(旧八田村、旧白根町及び旧櫛形町全域)、北杜市(旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾を除く地域)、甲斐市(旧双葉町のうち竜地、大塙、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷を除く地域)、上野原市(旧上野原町の全域)、甲州市(旧大和村を除く全域)、身延町(旧身延町の全域)、富士川町(旧増穂町のうち旧平林村、旧増穂村全域)、西桂町、富士河口湖町(長浜)

注1. 下線部は、対象事業実施区域を含む周辺市町を示す。

資料：「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」  
(平成25年6月現在、山梨県森林環境部大気水質保全課ホームページ)

#### ウ. 苦情

山梨県の地盤沈下に係る発生源別苦情受理件数(平成23年度)は0件である。